

京都市告示第334号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和4年8月31日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	柳辻水0062号	山科区柳辻西漬16番地の1地先 同町13番地の4地先	
2	山越水0028号	右京区花園内畑町29番地の4地先 同町29番地地先	
3	大枝水0180号	西京区大枝塚原町4番地の58地先 同町4番地の62地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	御陵水0019号	西京区御陵北山下町36番地の1地先 同町38番地の1地先	
2	御陵水0020号	西京区御陵北山下町36番地の1地先 同町38番地の1地先	

(建設局土木管理部道路明示課)